

2026年度 町田市立木曽中学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2026年1月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

いじめを起こさせないという強い理念のもと、教職員一丸となり保護者、地域等に発信を行い、生徒と教職員、保護者（地域）が協力して生徒の育成にあたる。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

（1）生徒が安心して生活できる学級・学年をつくる

様々な個性や考えをもった者が集団生活する中では、いじめはどの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学級や学年、学校の実現を迫る。

- ① 自己肯定感や自尊感情を高める指導（居場所づくりとときずなづくり）を取り入れる。
- ② 生徒と教職員の信頼関係の構築を図る。
- ③ 豊かな情操を養い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導を行う
- ④ ICT 機器を活用し、生徒派の自発性を発揮させる魅力ある授業の実現を図る。

また日々改善を意識する。

（2）教職員の意識向上と組織的対応の徹底を図る

「いじめ対策委員会」を中核として、いじめ防止の取り組みが組織的に推進されるよう、その役割を明確にし、全教職員の共通理解を図る。

- ① コミュニケーションが取りやすい職場環境をつくる。
- ② 「いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、「いじめ対策委員会」の役割を明確にする。
- ③ 教員一人一人が適切に対応できる力を身に付ける。

（3）いじめを許さない指導を充実させる

生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の言動が不愉快なものであったり、許し難いものであったりしても、その相手に対していじめを行う方法で対処してはならないことを理解させ、いじめを起こさせないようにする指導を、意図的・計画的に行う。

- ① 学校が望んでいる集団像を明確に示し、いじめは許されないことを啓発し続ける。
- ② 道徳教育及び人権教育の充実を図る。（学期初めに一回行い、さらに学期中に複数回は行う。）
- ③ 友人からの悩み等に対応する方法を指導する。（保護者や教職員等に相談するよう促すなど）

（4）生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成を図る

生徒たちを取り巻く諸問題を解決するためには、特定の生徒たちへの対処療法的な生活指導に

とどまることなく、全生徒に働きかける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取り組みを推進する。

- ① 生徒同士が互いに認め合う態度、**助け合う姿勢**を育む。
- ② 全生徒へ働きかける取り組みを行う。(生徒会活動によるいじめ講話やアンケート等)
- ③ 「SNS 東京ルール」に基づく、持続性のある「学校ルール」や「家庭ルール」を保護者と連携しながらつくり上げ、SNS について頻繁に話題に上げ啓発する。

2 いじめに「気付く」(早期発見)

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

(1) 「いじめ」について、理解を深める

「いじめ」の定義について、教員個人の解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図る。また、保護者、地域等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを発信していく。

- ① 教職員が「いじめ」の定義に対して共通理解を図る。
- ② 「いじめ対策委員会」を核として、組織的対応の促進を図る。

※ 「いじめ」の定義

生徒Aに対して、生徒Aが在籍する学校に在籍している生徒Aと一定の人的関係のある他の生徒が行う**心理的又は物理的な影響**を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、生徒Aが心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また継続性も問わない。

平成25年度から、「攻撃」から「影響」に変更。変更のきっかけとなった事案は
滋賀県大津市 中学校2年生自殺
東京都品川区 中学校1年生自殺

(2) 初期段階のいじめを素早く察知する

- ① 生徒の日常生活について関心を持ち、生徒との、より多くの対話を心掛ける。

*** 日常会話のみならず生徒の変容を見て心境の変化や困りに気づき、
対話することが生徒の安心感、また信頼関係につながる。**

- ② 教職員は人権感覚を身につけ、日常生活から得られた情報は、きめ細かく共有を図る。
特に、長期休業明けの学期初めはていねいに生徒の様子を観察する。
- ③ 「心のアンケート」を定期的実施し、ていねいな事後対応を徹底する。
- ④ スクールカウンセラーによる1年生対象の全員面接を実施する。
- ⑤ **学級委員会や定期班長会などを開催し、クラスの状況把握に努める。**

(3) 保護者からの情報提供を依頼する

保護者に対して、いじめを含めて、生徒の様子で気になることがあったら、どんな小さなことでも遠慮せずに学校まで連絡してもらえるように依頼していく。

(4) 状況を把握し、正確に報告する

- ① いじめを発見した教職員及び認知者はただちに「学年」「いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 当該学年中心に状況を確認する。その際、「誰が」「いつ」「どこで」「誰と」「誰に」「何を」「どのように」という内容について正確に情報を収集すること。
- ③ 記録を保存する。(生活指導部回覧を活用する。)

3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

(1) 「いじめ対策委員会」を核として学校全体として一貫した対応を図る

いじめの解決に当たっては、学級担任が一人抱え込んで対応することなく、組織的に対応する。

「対策委員会」で対応しない事案でも、学年対応の体制をとる。

「対策委員会」で対応すべき事案か否かの判断に迷う場合は「対策委員会」へ。

- ① 情報を共有し、共通理解のもと、生徒対応にあたる。（生活指導部会での情報交換も活用）
- ② 被害生徒、加害生徒だけの問題にせず、面白がって見ている生徒はもちろんのこと、見て見ぬふりをする生徒もいじめに加担していることになることを認識し、指導にあたる。
- ③ いじめの解消の確認はきめ細かく、ていねいに行う。（当該生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活できるようになるまで支援を継続する。）
- ④ 被害生徒が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応や加害生徒の行為の重大性の程度に応じた指導に関して、学校全体で一貫した対応の徹底を図る。（学年格差が生じないようにする。）
- ⑤ 記録を保存する。（生活指導部回覧を活用する。）

(2) 重大事態につながらないようにするための対応を図る

- ① 被害生徒の安全確保と不安解消を図る。
- ② 加害生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察を徹底する。
加害生徒の更生に向けて
 - i) いじめ行動の反省と謝罪の機を設けて更生を促す。
*加害生徒保護者（両親）への説明と協力関係の構築。
学校のみでの指導だけでなく家庭での指導の協力を努める。
 - ii) SCと教職員の定期面談を行い、反省と更生を支援する。
 - iii) i、iiによっても改善が見られない場合別室にて指導学習を検討する。
犯罪行為や重大性が高いと判断した場合は警察や児童と連携し支援を行う。
- ③ 被害生徒及び加害生徒の保護者への理解・協力を求める。
- ④ 何があっても「死」という道を選んではならないという強いメッセージを発信し続ける。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対しては関係生徒全員に対して、指導する。

(3) 所管教育委員会へ報告する

- ① 「心のアンケート」実施後、確実に教育委員会に報告する。
- ② 必要に応じて、助言等を求める。

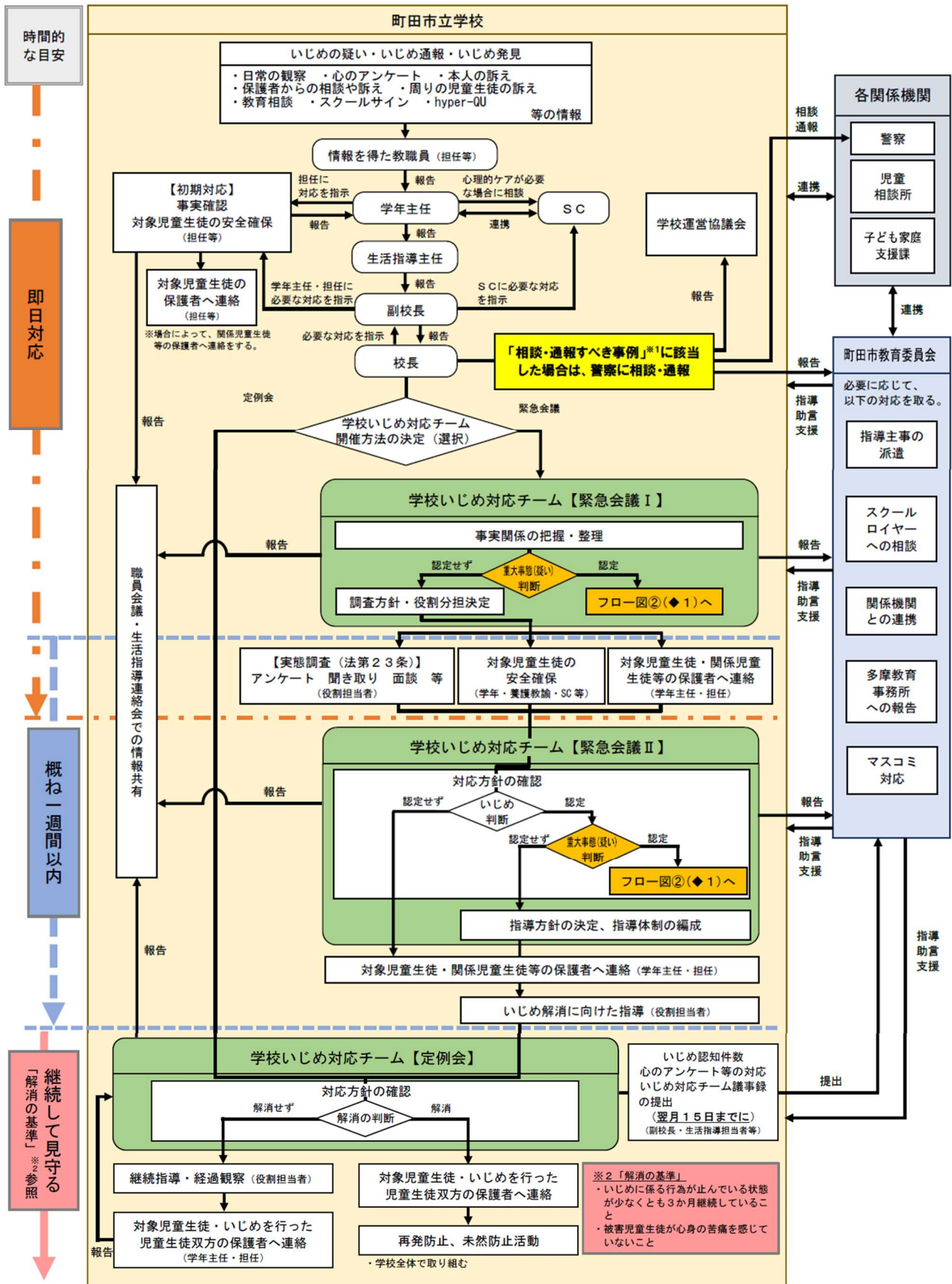
(4) 関係諸機関との連携を図る

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」6 関係諸機関との連携」参照）

- ① いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ② スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③ まちだJUKU（教育センター）
- ④ 保護司、民生・児童委員
- ⑤ 町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

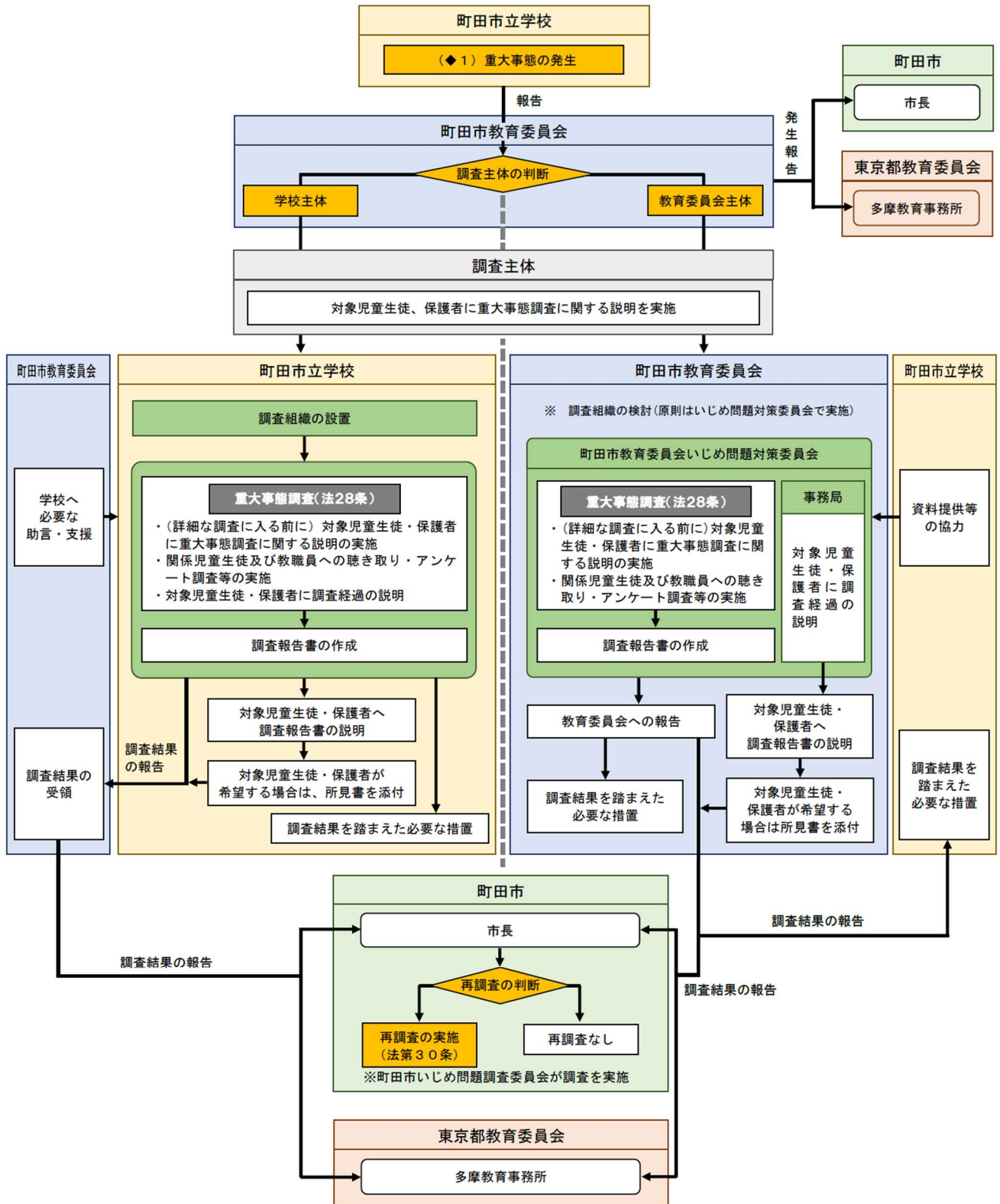
フロー図①「いじめ事案発生の組織的な対応の流れ」



※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(通知) 文部科学省)

履行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンを脱がす。
自殺関与 同級生に対して「死ぬ」と言って唆し、その同級生が自殺を決定して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
傷害 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物を切り付けてけがをさせる。
名誉棄損、侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強制わいせつ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。
児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
恐喝 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
器物損壊等 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。
強要 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

フロー図②「いじめ重大事態発生時の対応の流れ」



〇いじめが発見されたときの対応の流れ

動きと対応	取り組み
1. いじめの発見、認知	<p>〇早期発見、認知に至る取り組みとして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任、他の教職員による観察 ・生徒や保護者の訴え、通報 ・外部からの情報、通報 ・「心のアンケート」の実施 ・スクールカウンセラー等による教育相談 <p>などが考えられる。</p>
2. 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<p>〇発見者及び認知者は、直ちに学年に報告し、さらに「いじめ対策委員会窓口（生活指導主任）」、校長、副校長、に報告</p>
3. 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡、説明 ※訴えに対しては、 「全力で守ること」を伝える。	<p>〇いじめの態様の把握、教育委員会へ第一報</p> <p>〇当該の子ども、関係者からの聞き取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話しやすい人や場所等の配慮 ・複数の教職員で聞き取り ・情報提供者の情報がもれることがないように配慮する <p>〇関係保護者へ連絡、説明（状況によっては家庭訪問）</p>
4. 情報共有と共通理解 及び 校内体制の編成	<p>〇生活指導回覧、会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担）</p> <p>〇スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携</p>
5. 生徒への指導 及び 保護者との連携	<p>〇被害生徒（いじめられた生徒）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。</p> <p>〇加害生徒（いじめた生徒）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</p> <p>〇観衆、傍観者（周りの生徒）へ 学級、学年等全体の問題として、教師が真剣に取り組む姿勢を示す。</p> <p>*加害生徒がいじめの対象とならない指導</p>
6. 関係諸機関との連携 及び 継続観察・状況確認	<p>〇教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</p> <p>〇被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>〇必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>〇事実・対応経過の記録を取り、情報や状況等を整理する。</p>

IV 木曾中学校「いじめ対応チーム」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	(大山 茂登)	副校長	(野崎 浩)
生活指導主任	(近藤 和就)	主幹教諭	(洞口 正人)
1年学年主任	(廣田 恵子)	2年学年主任	(小俣 壮平)
3年学年主任	(近藤 和就)	教育相談担当	青木 英
養護教諭	(鈴木 啓子)	スクール・カウンセラー	鈴木・上野

【役割】

① 情報収集・共有

トラブルが起こったときだけでなく、気になることがあったら「対策委員会」に報告し、「対策委員会」はその情報の学校全体での共有化を図る。対策委員窓口は生活指導主任、管理職にも報告。

② いじめの認知

当該学年教員は事実確認を行い、「対策委員会」はその報告を受けて、その事例がいじめであるか否か等についても判断する。

③ 対応方針の協議

「対策委員会」はいじめ等の実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議し、当該学年とともに対応を決定する。学級担任等は、いじめ等を認知したことで、対応方針を保護者に伝えるとともに保護者の意向を確認し、「対策委員会」に報告する。

④ 記録の保管

いじめの事例について、学年が指導等の流れに沿って記録を残す。

「対策委員会」は他の教職員が確認できる方法で、その記録を保管する。

記録の保管期間は当該学年が卒業するまでとする。

V 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	生徒理解研修にて共通理解を図り年度初めの指導を確認する。
9月	研修会にて近隣校などで起きているトラブルをもとに対処の確認を行う。 町田市のフォーラム内容などを生徒主体で発表しトラブル防止に努める。
1月	生徒間で実際にあった指導をもとにどのように指導に当たるべきか共有する研修を行う。

V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	4月	道徳	考えよう！いじめ・SNS@tokyo
	9月	道徳	「いじめ防止3か条」について
	1月	道徳	SNSの使い方について
2年	4月	道徳	考えよう！いじめ・SNS@tokyo
	9月	道徳	「いじめ防止3か条」について
	1月	道徳	SNSの使い方について
3年	4月	道徳	考えよう！いじめ・SNS@tokyo
	9月	道徳	「いじめ防止3か条」について
	1月	道徳	SNSの使い方について